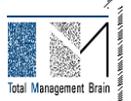


# TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 28 年 7 月 28 日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 笹川 大介  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 相続関係の民法改正が審議中！検討されている改正内容とは??

### 1. 相続関係の民法が改正に!?

相続関係の民法改正について中間試案が提出されました。その中で配偶者の居住権保護と、配偶者の法定相続分変更が検討されています。今回検討されている改正事項について以下に見ていきたいと思います。

### 2. 配偶者の居住権保護を検討

夫婦の一方が死亡した場合、もう一方の配偶者は当然に相続人となります。夫婦が居住建物に同居していた場合、残された配偶者が当該建物に引き続き居住する事は、当然希望する事だと考えられます。この点、残された配偶者の居住権は、法的には夫婦間の使用貸借契約(無償使用契約)が成立していたものと考えられ、相続発生後から遺産分割協議成立までは、居住建物についての短期的な居住権が最低限保護されるものと考えられます。しかし、被相続人が明確に、配偶者へ建物の使用貸借をさせない意思を表示していた場合等には、上記の理論は該当せず、配偶者の居住権は短期的にも保護されない事となります。

そこで相続発生後の配偶者の居住権を保護するための方策として、以下の2点が検討されています。

#### ①短期居住権の新設

配偶者が、相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償で居住建物を使用する事ができるようにする。

#### ②長期居住権の新設

配偶者が居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に長期居住権を取得させることが出来るようにする。これで相続発生後も配偶者の居住権は保護され、居住建物に引き続き住むことが出来るようになると考えられます。

### 3. 配偶者の貢献度が法定相続分に反映される?

次に検討されている事項が、配偶者の法定相続分の見直しです。今回の法定相続分の見直しについては、婚姻期間の長短による法定相続分の区別が無い事を理由として議論が交わされてきました。そこで、配偶者への相続分は財産形成・維持への貢献の有無や程度を実質的に考慮すべきであるとして改正案が検討されています。改正は婚姻後に被相続人の財産が増加した場合、その増加額を法定相続分上乘せする甲案と、一定の婚姻期間を超えた場合に配偶者の相続分を増加させる乙案の2案が検討されています。海外には家族関係や婚姻期間などによって相続分を変えている国もあり、今回の改正はその様な背景を基に検討されている面もあるようです。

【甲案】  $\text{A} + \text{B} > \text{現行の法定相続分} \Rightarrow \text{超過額を寄与分とみなして相続分に加算}$

①: 婚姻後増加額  $\times$  改正法定相続分より高い割合(相続人が子と配偶者なら 2/3 等)

②: (遺産分割の対象財産の総額 - 婚姻後増加額)  $\times$  改正法定相続分より低い割合(相続人が子と配偶者なら 1/3 等)

【乙案】

乙-1案	夫婦に法定相続分の選択を認める	婚姻成立の日から20年(30年)が経過した後に、その夫婦が配偶者の法定相続分を引き上げる旨を法定の方式により届け出た場合
乙-2案	各配偶者に他方配偶者の法定相続分の選択を認める	婚姻成立の日から20年(30年)が経過した後に、その夫婦の一方の配偶者が他方の配偶者の法定相続分を引き上げる旨の方式により届け出た場合
乙-3案	一定の期間の経過により当然に法定相続分が変更される	民法900条(現行の法定相続分規定)にかかわらず、配偶者が相続人となる場合において、相続開始の時点で、その婚姻成立の日から20年(30年)が経過している時



相続人	法定相続分の変更案 (カッコ内は現行相続分)
配偶者 子	配偶者 $\frac{2}{3}$ 子 $\frac{1}{3}$ (配偶者 $\frac{1}{2}$ 子 $\frac{1}{2}$ )
配偶者 直系尊属	配偶者 $\frac{3}{4}$ 直系尊属 $\frac{1}{4}$ (配偶者 $\frac{2}{3}$ 直系尊属 $\frac{1}{3}$ )
配偶者 兄弟姉妹	配偶者 $\frac{4}{5}$ 兄弟姉妹 $\frac{1}{5}$ (配偶者 $\frac{3}{4}$ 兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$ )

### 4. まとめ

相続税の観点から今回の民法改正を検討すると、一次相続で配偶者の取得分を増やすと二次相続での税負担が増加し、一次、二次相続を合わせたトータルでの税負担が増加する可能性が考えられます。民法改正により今後は一次、二次相続を含めた総合的な相続対策がますます求められるようになります。

もし、その様な総合的な相続対策についてご相談やご質問があればいつでもお気軽にご連絡下さい。皆様の幸せを遺すお手伝いを、ぜひ一緒にさせて頂ければ幸いです。